

## 内東門司考

友 永 植

### 序 言

唐宋变革の政治的側面の解明において、宋朝皇帝独裁体制の分析が主要な課題であることは言うまでもない。宋朝皇帝独裁体制の確立については文班科挙官僚の寄与が指摘されて久しいが、近年彼ら以外の官僚集団、例えば武班官僚などの存在も注目され始め、筆者も独裁体制確立・維持の点から彼らの役割について些か論究した。筆者は、宋朝皇帝独裁体制は皇帝を頂く複数の官僚集団による求心的活動の総合された効果の上に実現されたものとの基本的な認識を持っている。小論は、かかる観点に立つて、宋朝の内官が皇帝独裁体制の維持において果たした役割を考察せんとする試みの一環である。

宋朝は唐における内官の弊害に鑑み、太祖以来これの管理・統制に努めた。このことが奏効してか、徽宗朝の童貫・梁師成等を除けば、内官の著しい跳梁の跡は史上に認められず、勢いこれまで彼らに対する研究者の関心も薄かった。しかし、『宋史』卷四六六、宦者伝の序に、

中更、主幼、母后聽政者、凡三朝。在於前代、豈非宦者用事之秋乎。

とある如く、仁宗・英宗・哲宗の三代において太皇太后や皇太后による垂簾聽政が行われ、内官が重用された経緯や、別の機会に論究したいが、宋初以来内官が軍事・警察・財務等に関する差遣を拜命し、武班官僚に準じた活動みせる事実<sup>③</sup>などを勘案するとき、筆者は彼らに對する政治史上の興味を禁じ得ない。

小論では、宋朝内廷の官衙の一つである内東門司、及びその勾当官たる勾当内東門司に焦点を当て、北宋朝におけるその実態の分析を通して、宋朝内官の果たした政治史上の役割に些か論究したい。

## 第一章 内東門司

### 一、官衙創設の経緯

内東門司とは、『宋史』職官志(卷二六六)が入内内侍省・内侍省の項に「其属」の一つとして挙げているが如く、内官が運営する官衙であった。宋朝内官の機構は、内官全体を統轄する入内内侍省・内侍省の二省と、主に内廷に関する諸業務を分掌する御藥院・内東門司・合同憑由司・管勾往来国信所・後苑・造作所・龍圖天章宝文閣・軍頭引見司・翰林院等の官衙によって構成されていた<sup>④</sup>。そこで、先ず内東門司がそのような官衙の一つとして創設された経緯を窺ってみたい。

内東門司の名が初めて見い出されるのは、管見の限り『統資治通鑑長編』(以下『長編』と略す)卷六二、真宗・景德三年二月丁酉の条においてである。『長編』は、

詔曰、比者、入内内侍班院、分遣使臣於内東門等処、勾当署置。名目細而甚詳、其所掌極有可省去。其内

東門取索司、可併隸内東門司、余入都知司。内東門都知司・内侍省入内侍班院、併為入内侍省、旧領事務咸隸焉。尋又改内侍班院、為内侍省。

と伝えるが、これによると景徳三年二月に入内侍班院の派出機関である内東門取索司が、既存の組織としての内東門司の下に改めて転属になった如く解される。しかし、『宋会要輯稿』（以下『宋会要』と略す）職官三六、内侍省、内東門司の項に、

内東門司……旧止名内東門取索司。景徳三年二月、改今名。

とあることからすれば、先の『長編』の記事は、景徳三年二月の時点で入内侍班院管下の内東門取索司がこれより分離し、内東門司として發展・独立したことを伝えるものと理解すべきである。要するに、内東門司は宋初以来の内廷諸官衙が真宗朝において内侍省・入内侍省の二省を中心とする機構の下に整理・統合される過程で創設されたと言えよう。

## 二、内東門司の職掌

内廷の官衙として内東門司が如何なる職掌を担ったかと言うと、前掲『宋会要』内東門司の項が引く『兩朝国史』は、

内東門司……掌宮禁人物出入、周知其名数、而譏訶之。承接機密実封奏牘・内外功德疏、面賜僧尼道士恩沢。凡宝貨名物、貢獻品数、市易件直、咸宣索於有司、受而納于禁中。凡禁中須索修造宴設、皆先期排辦。若太医診視、則引押入内。凡皇親衣物節料、則以時給之。

と伝え、その職掌として、①内廷への人物・物品の出入を管理・規制すること、②機密に関わる実封の上奏及び内外の功德の上疏を受け付け、僧尼・道士に恩沢を賜うことを挙げた後、①の具体的な内容かと思われる業務、すなわち③内廷の必需物資や貢献物を所轄官衙に請求し調達すること、④内廷の取索・修築及び宴会については事前に善処すること、⑤医官の検診に当たってはこれを内廷に誘導すること、⑥皇族の衣料や時節の手当を適宜支給することなどを列挙している。

そこで、それらを具体的史例に照らして確認してみよう。先ず、禁門の管理に関しては、『長編』卷三五一、神宗・元豊八年正月戊戌の条に、

上寝疾。日昃、三省・枢密院、詣内東門、請入問聖体。遣勾当御藥院梁從政・劉惟簡、伝宣放。

とあり、また同書卷五二〇、哲宗・元符三年正月丙子の条に、

宰臣・執政官、入内東門、問聖体。

とあって、神宗・哲宗の不豫に際して、宰相・執政が内東門に伺候し、前者は内廷に入り聖体を見舞う許可を求めたこと、後者は許可されたものか、実際に入廷したことをそれぞれ伝えている。この二史料は外廷の臣僚が入廷するに当り内東門に許可を請求したこと、及びそれを經由したことを伝えてるに過ぎないが、禁門の管理に任じる内東門司がそれに関わり処理したことは想像するに難くない。

次いで内廷必需物資の調達及び御物の降出に関しては、『長編』卷一七〇、仁宗・皇祐三年六月乙未の条に、  
給事中権知開封府魏瓘、知越州。初内東門索命婦車、得賂遺掖廷物。付開封驗治。獄未上、内降积之。知諫院吳奎言、陛下前因祀明堂、下詔、凡求恩沢、若免罪内降指揮者、所承官司、毋得施行。瓘敢廢格詔書、

請論如法。瑾坐是出。

とあり、内東門司が命婦の車を調達するに当って不正を働き摘発されたこと、この件についての免罪の内降、すなわち内廷からの指揮に阿諛した権知開封府の魏瓌が、知諫院呉奎の劾奏により、知越州に貶黜されたことを伝えている。今一例挙げると、同書卷一七七、仁宗・至和元年十一月癸亥の条に、

知開封府蔡襄言、内東門市行人物、有累年未償餽錢者。請、自今並開雜買務、以見錢市之。其降出物帛亦估直、於左藏庫給錢。從之。

とあり、知開封府蔡襄の上言によれば、従来、内東門司が行肆の物品を直接購入し、長年にわたる代価未払いの弊害が生じていたことが知られ、更に蔡襄の要請が入れられて、購入は雜買務經由による現錢払いに、内廷物品の降出も価格を査定した上で左藏庫で現錢を支給するという方法に改められたことが窺われる。この二史料は物資調達・処理の主体を内東門と記しているが、内東門司を指していると考えて差し支え無からう。<sup>(5)</sup>

次いで機要秘密の奏牘の接受に関しては、『長編』卷一九一、仁宗・嘉祐五年五月戊子の条に、

侍御史陳經言、劉沆子瑾、以張瓌撰父贈官告辞不当、五状訴理。朝廷已黜瓌知黃州、奪瑾校勘之職。風聞、瑾所奏状、並於内東門進入。瑾身居草土、名落班籍。未知何緣得至於彼。慮瑾陰結左右内臣、諭令收接。

並乞根鞫情倖、嚴行降責……詔、今後臣僚、乞於入内侍省・御藥院・内東院投進文字者、令逐処申中書、再取旨。

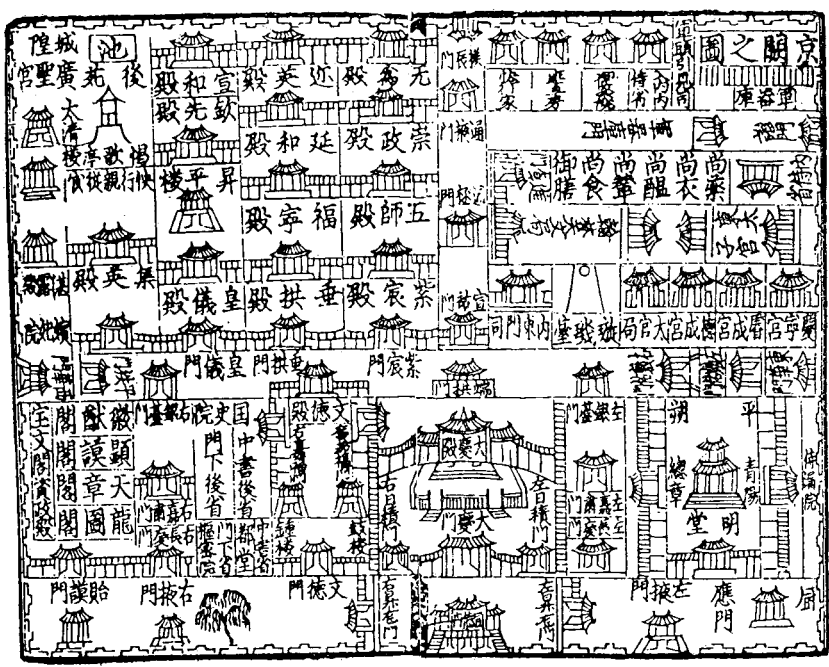
とあり、侍御史陳經の上言によれば、元秘書郎館閣校勘劉瑾が父、沆の贈官の告詞に関するいきさつから、元戸部郎中知制誥張瓌を告訴する上奏文を内東門司に差し出したことが知られ、更に内東門司ほかの内廷官衙は、<sup>(補註)</sup>

場合によっては劉瑾の如き官籍を剝奪された者の上奏すら受け付ける、言い替えれば情実の介入の余地が十分にある上聞の窓口であったことが窺われる。史料後半の詔が内廷官衙を経由する不当な上奏の検察を意図したものであることは言うまでもない。

以上、内東門司の職掌を些か窺ったが、要約すれば、内東門司は内廷にとつて禁門の管理と必需物資の調達・降出御物の処理を担当する甚だ重要な官衙であり、外廷の臣僚にとつては機要秘密の上奏を取り次いでくれる貴重な官衙であったと言えよう。

ところで、かかる職掌をもつ内東門司はどこに置かれていたのであろうか。宋・陳元靚の『事林広記』巻六、宮室類、東京旧制の項に、「京闕之図」(下図)と題した開封宮城図が付されているのでこれを参照する

開封宮城図



と、宮城の東北地区の南西隅に内東門司の名が見い出される。この東北地区には東太子宮を始めとする諸宮の外、内侍二省・六尚局等官衙の名も見えることから、この区域が北宋朝の内廷に当るのではないかと推察される。然らば、内東門司の置かれた南西隅は外廷に最も近い地点と言うことになる。恐らく、内東門司の由来である内東門が従来この地にあり、外廷に最も近いという利点から、内東門司の前身である入内侍班院の取索司が置かれ、内廷必需品の調達に任じていたのであろう。

### 三、内東門と垂簾の政

この項では内東門司が置かれた内東門と現実政治との関わりについて些か述べてみたい。内東門は内東門司の職掌から窺われる如く、内廷と外廷を結ぶ唯一の門戸であったから、外廷の臣僚が太皇太后・皇太后・皇后といった皇族に謁見する場合、この場所が用いられた。『長編』卷四七二、哲宗・元祐七年四月辛未の条に、

礼部言、将来納皇后、文武百僚係婚禮、依典礼不賀。所有册礼、依景祐元年故事、扈表称賀、尋会到太常寺。治平元年、立皇后。文武百官、並詣東上閣門、扈表賀皇帝。又詣内東門、扈表賀太皇太后・皇太后。

訖、於内東門上、賤賀皇后。欲依上件例施行……従之。

とあり、礼部の上言によれば、治平元年、英宗の立后に当たり、太皇太后・皇太后・皇后が内東門において文武百官の祝賀を受けたと言う。

ところで、北宋朝九代の中で仁宗・英宗・哲宗の三代は、即位の経緯や即位時の年齢等の事情から、一時、太皇太后・皇太后による垂簾聴政が行われた。この垂簾の政に際しては、内東門が皇族の外臣接見の場であつ

たことから、その一角が垂簾の正衙として用いられた。『宋史』卷二四二、慈聖光獻曹皇后伝に、

英宗即位、尊后為皇太后。帝感疾、請權同処分軍国事。御内東門小殿聽政。大臣曰奏事、有疑未決者、則曰公輩更議之、未嘗出己意。頗涉經史、多援以決事。中外章奏日數十、一一能紀綱、要檢柅。

とあり、英宗朝に慈聖皇太后(仁宗の皇后)が内東門の小殿で聴政したことが知られる。また『長編』卷五二〇、哲宗・元符三年正月庚辰の条に、

詔、皇太后權同処分軍国事、並依嘉祐・治平故事施行。是日、三省・樞密院聚議。尚書左丞蔡卞曰……嘉祐末、英宗請慈聖同聽政。五日同御内東門小殿、垂簾。至七月十三日、英宗間日御前後殿、輔臣奏事。退詣内東門簾前、覆奏皇太后……(知樞密院事、曾)布又曰(太后)、既得旨。不御前後殿、惟三省・樞密院、於内東門覆奏。職事則百司皆不奏事。臣僚不上表章。生辰不建節名。不遣使契旦。皆當如慈聖故事。太后曰已知。

(史料中の括弧は筆者による。以下同様)

とあつて、哲宗朝に宣仁太皇太后(英宗の皇后)が慈聖皇太後の垂簾の例に倣い、内東門において聴政したことを伝えてゐる。さて、内東門において垂簾の政が行われたということになれば、内東門の管理に与る内東門司が何らかのかたちでこれに関与したであろうことは推測するに難くなく、上述した内東門司の職掌からして、恐らく三省・樞密院の覆奏を仲介するという重い役割を演じたのではなからうかと考える。

ところで、内東門は内廷への唯一の門戸であつたから、皇帝の交替という非常事態に当たっては、この門の管理の重要性は一段と高まつた。『長編』卷五二〇、哲宗・元符三年正月己卯の条に、

上崩於福寧殿……詔、入内内侍省使臣四十人、被甲守内東門。殿前諸軍指揮使六十人、坐甲於内東門之外。



増新旧城守門卒。皇城司并諸門、各増親從官。命内侍省官四人、各部親從官四百人、巡警禁中。差官十二人、各將甲士二百人、巡警皇城及新旧城。至成服而罷。殿前副指揮使姚麟、乞守内東門外。從之。

とあり、哲宗の崩御に当たり、内東門内外の警備が強化され、禁軍の中核である殿前軍の副都指揮使が自ら内東門外で警護の任に就いたことが知られる。また、『長編』卷三五三、神宗・元豊八年三月戊戌の条に、

上崩于福寧殿……殿前副都指揮使燕達、乞守宿内東門外。從之。

とあり、神宗の崩御に当たつても、殿前副都指揮使が内東門外の警護に任じたことが知られ、更に同月庚子の条に、

詔、在内坐甲及内外創添守把捉門兵級、今月十三日放罷。又詔内東門司、坐甲内侍省使臣・殿前指揮使人員及内外創添巡檢守把捉門兵級・親從親事官、並賜茶酒錢有差。

とあり、哲宗崩御の場合と同様の各種要員が内東門内外の警備に任じたことが窺われる。この様に皇帝崩御の直後においては、恐らく内廷における新皇帝擁立工作への外部の妨害・容喙を排除するためと考えられるが、内東門の警護が甚だしく強化された。

こうして見ると、内東門は現実政治との関わりにおいても重要な機能を果たした如くで、その意味においても、この内東門を管理する内東門司の職任はまた重大であつたと言えよう。

以上要約すると、内東門司は真宗朝に設けられた内官の官衙で、外廷最寄りの内廷南西隅に位置し、内東門の管理・御用物資の調達・降出御物の処理および機密奏牘の接受等を職務とした。内廷の出納と渉外を兼ね合

わせたが如き機関であり、内廷にとつて甚だ重要な官衙であった。

## 第二章 勾当内東門司

### 一、高級官資への登龍門

内東門司の長官は勾当内東門司と称され、入内内侍省の内官が充てられた。<sup>(9)</sup> 勾当内東門司は四員設けられ、押司官(二員)・前行(五員)・後行(八員)・典(四員)といった下僚を従え、司務を統理した。<sup>(10)</sup> この項では勾当内東門司就任者についてその経歴を中心に分析を加えたい。勾当内東門司が内官の差遣であったことから、これに関する史料は少なく、管見の限り、就任を確認できるものは以下の十九名に過ぎない。すなわち、真宗朝の①藍繼宗<sup>(11)</sup>・②劉承規<sup>(12)</sup>、仁宗朝の③劉恢<sup>(13)</sup>・④劉温礼<sup>(14)</sup>・⑤張茂則<sup>(15)</sup>・⑥張惟吉<sup>(16)</sup>、英宗朝の⑦高居簡<sup>(17)</sup>、神宗朝の⑧劉惟簡<sup>(18)</sup>・⑨李舜斧<sup>(19)</sup>・⑩裴昱<sup>(20)</sup>・⑪韓永式<sup>(21)</sup>・⑫宋用臣<sup>(22)</sup>・⑬閻安<sup>(23)</sup>・⑭老宗元<sup>(24)</sup>・⑮梁惟簡<sup>(25)</sup>、哲宗朝の⑯陳衍<sup>(26)</sup>・⑰李穀<sup>(27)</sup>・⑱劉有益<sup>(28)</sup>、徽宗朝の⑲童貫<sup>(29)</sup>である。この内、『宋史』に専伝をもつ者は①・②・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑫・⑬・⑯の十名で、主に彼らを対象にして検討することにする。言うまでもないが、彼らの経歴を分析する際、分類の指標となる官歴・職歴が明確な場合のみこれを採録した。

先ず勾当内東門司就任時の寄禄官及び転出官職を調べるに、表(1)・表(2)の如くである。

寄禄官について言えば、①藍繼宗を除き、ほとんどが従八品の入内供奉官であり、勾当内東門司は入内内侍省の入内供奉官の差遣と考えて差し支えなかるう。次に転出官職については、『宋史』卷四六七、張惟吉伝に、

表(1) 勾当内東門司の寄禄官

就任者	寄 禄 官	出 典
① 藍繼宗	西京作坊副使	『宋史』卷467、藍繼宗伝
③ 劉恢	(入内) 東頭供奉官 (注1)	『長編』卷185、嘉祐2/5 壬辰
⑤ 張茂則	(入内) 西頭供奉官	『宋史』卷467、張茂則伝
⑥ 張惟吉	(入内) 西頭供奉官	『宋史』卷467、張惟吉伝
⑧ 劉惟簡	入内供奉官	『長編』卷271、熙寧8/12丁未
⑩ 裴昱	入内供奉官	『長編』卷262、熙寧8/4 丙寅
⑪ 韓永式	入内東頭供奉官	『長編』卷306、元豊3/7 甲戌
⑫ 宋用臣	入内供奉官	『長編』卷341、元豊6/11乙卯
⑬ 李穀	入内供奉官	『長編』卷501、元符1/8 癸卯
⑭ 劉有益	入内東頭供奉官	『長編』卷510、元符2/5 乙卯
⑮ 童貫	入内東頭供奉官 (注2)	『統資治通鑑長編拾補』卷22・23

備考 (1) 寄禄官の確認できるものはすべて採録した。

(2) (注1)・(注2)は卷末の註(30)・(31)を参照。

張惟吉……領内東門司……時議復用李諮權茶算緡法。乃以惟吉為内殿崇班、復監樞貨務。凡内侍領内東門、次遷勾当御藥院。而惟吉纔進官。衆以為薄、惟吉欣然就職。とあり、仁宗朝では勾当内東門司に就任した者は勾当御藥院に転出するのが一般であったと言うが、次頁の表(2)からも十分その傾向を窺うことができる。<sup>(2)</sup>ところで、筆者は嘗つてこの勾当御藥院について些か考察し、①それが皇帝の御薬を掌る御藥院の長官であり、その職掌がら皇帝の最頼側近官僚としての特性を具有していたこと、②そして臨時に外廷における軍事・財政の重要部に差充され、広範にして重い権限を与えられて諸業務を監督・監視或は管理するが如き要務に携わり、皇帝独裁体制維持に寄与したこと、③それ故、皇帝の恩寵を蒙り、内官の要職・高級官資を得る者や武班の最高位である遙郡・正任に昇る者を輩出したことなどを明らかにした<sup>(3)</sup>。然らば、勾当内東門司はかかる勾当御藥院への登龍門的ポストであったわけで、内廷・外廷の要職・高級官資を将来約束されていたと言える。『宋会要』職官三六、内侍省の項が

表(2) 勾当内東門司の転出官職

就任者	転出官職	出典
① 藍繼宗	入内副都知	『宋史』 卷467、藍繼宗伝
⑤ 張茂則	領御薬院	『宋史』 卷467、張茂則伝
⑥ 張惟吉	監権貨務(注1)	『宋史』 卷467、張惟吉伝
⑦ 高居簡	幹当御薬院	『宋史』 卷468、高居簡伝
⑨ 李舜莘	幹当御薬院	『宋史』 卷467、李舜莘伝
⑬ 閻安	勾当御薬院	『長編』 卷354、元豊8/4辛未
⑯ 陳衍	領御薬院(注2)	『宋史』 卷468、陳衍伝

備考 (1) 転出官職が確認できるものはすべて採録した。

(2) (注1)・(注2)は巻末の註(34)・(35)を参照。

引く『神宗正史』職官志に、

身願進外官者、推恩加等。遷至内殿崇班、則寄理資級。押班以上秩高者、加昭宣・宣政・宣慶・景福殿・延福宮使、領刺史至觀察留後止。其要近職任、則章善閣・延福宮、遷後苑、次龍圖天章宝文閣・東門司・御薬院、乃除帶御器械或押班。而遷除皆檢勘、上枢密院。

とあり、内官の押班以上が与えられる諸官、及び「要近職任」の差遣の順序等が示されているが、勾当内東門司が勾当御薬院を経て押班に昇ること、押班となった後に昭宣使以上の諸使<sup>(36)</sup>や遙郡・正任<sup>(37)</sup>を加えられる場合もあつたこと等が窺われる。そこで、勾当内東門司経験者が実際にその様な高級官資を獲得したものでどうか、上記就任者の経歴に照らして確認してみよう。省長、すなわち入内内侍省・内侍省の長官クラス(正六品、昭宣使以上の諸使(正五品乃至正六品)、及び武班階の最高位である遙郡・正任(従二品乃至従五品)<sup>(38)</sup>)の拜命状況を整理するに、次表の如くである。

表(3)・(4)・(5)によれば、『宋史』に専伝を持ち経歴を十分確認できる者の内、天寿を全うした者の八割以上が省長に就任し、五割以上が昭宣使等を拜命していることが知られ、遙郡・正任については、格のばらつき

表(3) 省長就任者

就任者(專伝)	省 長	死因	出 典
① 藍繼宗	入内副都知・内侍省右班都知 入内都知	卒	『宋史』卷467、藍繼宗伝
② 劉承規		卒	
⑤ 張茂則	内侍押班・(内侍)副都知 両省都都知	卒	『宋史』卷467、張茂則伝
⑥ 張惟吉	内侍押班・入内都知	卒	『宋史』卷467、張惟吉伝
⑦ 高居簡	内侍押班	卒	『宋史』卷468、高居簡伝
⑧ 劉惟簡	入内押班・内侍押班	卒	(注1)
⑨ 李舜挙	内侍押班・入内押班	戦死	『宋史』卷467、李舜挙伝
⑫ 宋用臣	内侍押班・入内副都知	卒	(注2)
⑯ 陳衍		刑死	
⑰ 童貫		刑死	
⑬ 閻安	内侍押班		(注3)
⑭ 梁惟簡	内侍押班・入内押班		(注4)

備考 (1) ⑬⑭を除き、『宋史』に專伝を持ち、経歴を確認できる者を対象とした。

(2) (注1)～(注4)は巻末の註(39)～(42)を参照。

こそあるが、全員がこれを拝命していることが分かる。従って、確かに勾当内東門司は内廷の要職・高級官資に昇る登龍門であり、外廷武班階の高級官資を得るための便路であったと言える。

ところで、勾当内東門司経験者が遙郡・正任を拝命するに至ったについては、『長編』卷一九二、仁宗・

嘉祐五年十一月辛卯の条に、

(殿中侍御史、呂) 誨又言、伏聞、以前諸閣分内品之類、不過一二十人。比來増及數倍。除身分俸外、更請本閣料錢。四時衣服、又破三司折食餼錢。冗費甚多。繇此歷天章閣・後苑・内東門・御藥院、最為優厚。或因監都督功、坐一切小勞、便理績効、得聖旨画下、則超資職等、謂之闡軒。自内品供奉、不數年間、授諸司使、遙領刺史防団之任……既与之闡軒、俸祿隨而増給。如此濫進、非特乱先朝之典制。較之前古、亦未之聞。当陛下即位之初、太后臨朝。命出帷幄、

表(4) 昭宣使等拜命者

就任者(専伝)	昭宣使	死因	出典
① 藍繼宗	昭宣使・宣政使・宣慶使 景福殿使	卒	『宋史』卷467、藍繼宗伝
② 劉承規	昭宣使・宣政使・景福殿使	卒	『宋史』卷466、劉承規伝
⑤ 張茂則		卒	
⑥ 張惟吉		卒	
⑦ 高居簡		卒	
⑧ 劉惟簡	昭宣使・幹当延福宮	卒	
⑨ 李舜挙		戦死	『宋史』卷467、劉惟簡伝  (注1)
⑫ 宋用臣	昭宣使・宣政使	卒	
⑬ 陳衍		刑死	
⑭ 童貫		刑死	

備考 (1) 『宋史』に専伝を持ち、経歴を確認できる者を対象とした。

(2) (注1)は巻末の註(43)を参照。

表(5) 遙郡・正任拜命者

就任者(専伝)	遙郡・正任	死因	出典
① 藍繼宗	会州刺史・高州団練使・忠州防禦使 邕州觀察使	卒	『宋史』卷467、藍繼宗伝
② 劉承規	昭州団練使・長州防禦使・応州觀察使 新州觀察使・安遠軍節度觀察留後	卒	『宋史』卷466、劉承規伝
⑤ 張茂則	果州団練使・寧国軍留後	卒	『宋史』卷467、張茂則伝
⑥ 張惟吉	恩州刺史・果州団練使	卒	『宋史』卷467、張惟吉伝
⑦ 高居簡	忠州刺史	卒	『宋史』卷468、高居簡伝
⑧ 劉惟簡	康州刺史	卒	『宋史』卷467、劉惟簡伝
⑨ 李舜挙	文州刺史・嘉州団練使	戦死	『宋史』卷467、李舜挙伝
⑫ 宋用臣	登州防禦使・瀛州刺史・蔡州觀察使	卒	『宋史』卷467、宋用臣伝
⑬ 陳衍	文州刺史	刑死	『宋史』卷468、陳衍伝
⑭ 童貫	襄州觀察使・武康軍節度使・武信・武寧 護国・河東・山南東道・劍南・東川等九鎮	刑死	『宋史』卷468、童貫伝

備考 (1) 『宋史』に専伝を持ち、経歴を確認できる者を対象とした。

(2) 列伝の記事からは遙郡と正任の弁別が困難なので、両者区別せず採録した。

威福仮於宦豎。斜封墨敕、授之匪人、故外庭鮮得聞知。疑闡軫之例、自茲而始……其闡軫俸給一切非例、並乞裁罷。

とあり、殿中侍御史呂誨の上言よれば、「闡軫」と称される恩寵を背景とした人事の然らしめた結果であると言う。上言の中で待遇の優厚さが指摘されている勾当御葉院以下の勾当官は、時に内官の寄祿官体系に在りながら、それより品位の高い外廷の武班寄祿官を寄資官として拝受することがあった。例えば『長編』巻四五六、元祐六年三月癸酉の条の「入内内侍省内東頭供奉官管当御葉院寄備庫使陳衍」なる記事は、上述⑬の陳衍が入内供奉官（従八品）の内廷班序に在って、武班諸司使階の供備庫使（正七品）に寄っていたことを伝えるものである。これが所謂「闡軫」であり、呂誨の言うが如く、この恩典に与れば寄資官相当の俸給が与えられた。内官の寄祿官体系は、従九品の内品・黄門・高班、正九品の高品・殿頭、従八品の内西頭供奉官・内東頭供奉官より成っていたが、内官の軫官規定に従えば、供奉官が一軫するのに十年、黄門・高品は三十年を要したと言<sup>⑭</sup>う。従って呂誨の指摘するが如く、内品・供奉官が数年ならずして正七品の諸司使や従五品以上の遙郡を拜命することは、甚だ異例の昇進ということになろう。『長編』巻三四一、神宗・元豊六年十一月乙卯の条に、

入内供奉官寄皇城使登州防禦使勾当内東門司宋用臣、勾当御葉院。

とあり、従八品の入内供奉官で勾当内東門司の宋用臣が、正七品の皇城使に寄り、正四品の登州防禦使を領していたことが知られるが、勾当内東門司就任者が闡軫により高級官資を獲得した代表的な例である。

さて、この様に勾当内東門司が出世コース上の差遣としての地位を得るに至ったについては、内東門司の職掌の与るところが大きかったと考える。内東門司が、内廷における外臣接見の場であり垂簾の政における正衛

ともなる内東門を管理し、内廷の出納と渉外の任務を兼ねるが如き重要な官衙であったことを考えるとき、前掲『神宗正史』が勾当内東門司を「要近職任」の一つとして認識したことは十分首肯される。皇帝や太皇太后・皇太后等皇族にとつて、かかる職任に充当する人材は忠実にして廉潔なる者こそ望ましかつたことは言うまでもない。従つて、その様な属性の者が職に就けば、皇室の恩寵に浴し要職・高位を歴していったであらうことは容易に想像される。『宋史』巻四六七、藍繼宗伝に、

(藍) 繼宗事四朝、謙謹自持、每領職未久輒請罷……景福殿置使、自大中祥符間至繼宗、授者纔三人。とあり、また同書卷四六六、劉承規伝に、

(劉) 承規事三朝、以精力聞。樂較簿領、孜孜無倦……自寢疾、惟以公家之務為念、遺奏求免贈賻。詔葬。上甚嗟惜之、遣内臣与鴻臚典喪、親為祭文。

とあり、更に同書卷四六七、李舜挙伝に、

(李) 舜挙……在御藥院十四年。神宗嘗書、李舜挙公忠奉上、恭勤檢身、終始惟一、以安以榮、十九字、賜之。

とあつて、それぞれ勾当内東門司経験者の①藍繼宗・②劉承規・③李舜挙の忠実さと彼らに対する皇帝の信頼の深さ、恩寵の厚さを伝えている。<sup>(46)</sup> 枢密院事を領し兵権を握ること二十年、蔡京と結託して権勢を肆にし、蔡京の「公相」に対し「媼相」と称された童貫<sup>(47)</sup>の如きは、内東門司を足場に榮達を遂げた最たる者と言えよう。

以上要約するに、内東門司の長官である勾当内東門司は、入内侍省の入内供奉官の差遣であつたが、その



職任の重要性から特に忠実な人材が起用された。就任者は皇室の厚い信頼の下に破格の恩寵を賜り、その中から内廷や外廷の要職・高級官資に昇るものを輩出した。内官はそもそも皇室の家僕的存在であるから、本質において皇帝の側近としての属性を具えていたわけであるが、就中、この勾当内東門司就任者はその職掌の特殊性と彼らの忠誠心からして、皇帝や皇室にとって内官の中でも最も信頼できる臣僚のひとりであったと言える。

## 二、勾当内東門司の外廷における活動

勾当内東門司は内東門司を統理するという本来の職務の外に、臨時の任務を委ねられ行動することがあった。この項ではその様な活動の内、特に外廷におけるそれに注目したい。

### (イ) 将兵の按閲

『長編』卷三四七、元豊七年七月辛丑の条に、

詔、遣官於河北河東路、依格按閲第一番保甲事。四方館使唐州刺史曹誦・入内侍省東頭供奉官勾当内東門司閻安、河北東西路。東上閤門使樞密副都承旨張山甫・入内侍省東頭供奉官勾当御藥院劉惟簡、河東路。

とあり、また同書卷五〇一、哲宗・元符元年八月癸卯の条に、

詔、差内侍省押班閻安、替入内供奉官勾当内東門司李穀、按閲開封府界京東路將兵。

とあって、勾当内東門司の閻安が河北東西路の保甲を、李穀が京東路の將兵をそれぞれ巡回・閲兵したことが

知られる。

(ロ) 行營・沿辺の勾当公事及び治安・防衛の職任

『長編』卷二七一、神宗・熙寧八年十二月丁未の条に、

上始聞欽州陷……遣入内供奉官勾当内東門司劉惟簡、往広南西路、体量勾当公事。

とあり、交趾の広西侵攻に当たり、勾当内東門司の劉惟簡が広南西路の勾当公事に任ぜられたことが知られる。

この勾当公事は、『宋史』卷二六七、李舜拳伝によれば、

李舜拳……(安南行營経略招討使)<sup>(48)</sup> 郭達討交州、以為広西幹当公事<sup>(49)</sup>。軍中之政、得与講画。或疾置入朝、

稟受成算。

とあつて、行營の軍政に参画するとともに、行營と朝廷との間を往来して指令部の方針を行營に伝達し軍政に反映させることを任務とする職任であつたという。ところで、『長編』卷二八三、神宗・熙寧十年六月己卯の条に、

上批、安南行營勾当公事李舜拳、走馬承受劉惟簡・韓永式、可並与軫兩官。見寄資者仍寄資。

とあり、その後、劉惟簡は安南行營の走馬承受に任ぜられたことが分かる。走馬承受は行營や沿辺屯駐軍及び軍政路に置かれた軍事監察機関であるが、劉惟簡の場合、交趾の広西侵攻当初において、先ず勾当公事として現地に派遣され朝廷の意を体して当面の処理に当たり、次いで正式に安南行營軍が編成・派遣されると、そのままこれの走馬承受となり、行營軍の譏察と朝廷・行營間の連絡に任じたものと考えられる。この様な勾当公事の事例を他に挙げてみると、『長編』卷三〇三、神宗・元豊三年三月戊申の条に、

(瀘州蛮) 乞弟遂攻困羅簡牟村……梓夔路都監王宣……遂檄戎瀘等州都巡檢王謹言・江安駐泊都監郭晏、悉以兵会……是日梓夔路鈴轄司言、宣等全軍戰沒。詔入内供奉官勾当内東門韓永式、往瀘州体量公事。とあり、六日後の甲寅の条に、

入内供奉官瀘州勾当公事韓永式、乞差熙河都虞候呂昱為指使。

とあつて、瀘州蛮乞弟の擾乱に際し、勾当内東門司の韓永式が瀘州に派遣され勾当公事に任じたことが知られる。ところで、同書卷三〇六、三年七月戊子の条に、

詔、入内供奉官韓永式、近差往瀘州勾当。今已回。可再差都大經制瀘州夷賊司、<sup>59</sup>照管軍馬。

とあり、四ヶ月後、韓永式は都大經制瀘州夷賊司に差派され、軍馬を照管したことが伝えられている。ここに言う「照管軍馬」とは、同書三一四、元豐四年七月甲辰の条に、

詔、斬四方館使忠州団練使韓存寶於瀘州。入内東頭供奉官韓永式、除名配沙門壘……先是、存寶經制瀘州蛮賊無功。而永式照管軍馬、実同其事。

とあるによれば、都大經制瀘州夷賊司の長官と同じく司務に与ることを意味した如くである。勾当公事の事例をいま一件挙げると、『統資治通鑑長編拾補』卷二一、徽宗・崇寧二年七月壬午の条に、

東上閣門副使知河州權熙河蘭会路經略司王厚、為威州団練使知熙州。入内東頭供奉官熙河蘭会路勾当公事童貫、転入内皇城使果州刺史、依前熙河蘭会路勾当公事。

とあり、青唐の奪回に当たり、入内東頭供奉官の童貫が熙河蘭会路勾当公事に任じていたことが知られる。ところで、同書卷二三、崇寧三年五月乙丑の条に、

成州団練使<sup>(51)</sup>知熙州兼權發遣熙河蘭会路經略安撫司事措置辺事王厚、為武勝軍留後熙河蘭会路經略安撫司兼知熙州。昭宣使成州団練使勾当内東門司熙河蘭会路同措置辺事童貫、為景福殿使襄州觀察使、依旧勾当内東門司。詔、以厚貫提兵出塞、曾未数月、青唐一國境土尽復。故有是賞。

とあつて、童貫が勾当内東門司の職に在つて熙河蘭会路同措置辺事に任じていたことを伝えているが、この記事が童貫の勾当公事<sup>(52)</sup>在任を伝えた先の記事の十ヶ月後のものであり、その間、童貫は終始前線を離れることはなかつたであろうことなどを勘案すると、先の記事には明記していないが、熙河蘭会路勾当公事<sup>(53)</sup>在任が確認される崇寧二年七月の時点<sup>(54)</sup>で、すでに童貫は勾当内東門司の職に在つたものと考えて差し支えあるまい。ところで、童貫が勾当公事の後に拜命した同措置辺事は、その字義からして、權發遣熙河蘭会路經略安撫司事の王厚と同じく辺事を措置する職任であつたことが想像され、童貫に与えられた権限の重さが窺われる。

以上が勾当内東門司の外廷における活動の中で、その特色として注目されるものである。因みに、本来の職務以外の活動を、徴し得た限りで列挙してみると、山稜に関する職事<sup>(55)</sup>、勾当留司皇城司<sup>(56)</sup>、手詔の伝達<sup>(57)</sup>、皇帝殿祇候・太皇太后殿祇候<sup>(58)</sup>等が指摘される。

以上要約するに、勾当内東門司は本来の職務の外に臨時に種々の任務を拜命することがあつた。その中でも外廷における活動で注目されるものに、①将兵の巡閲と②行営軍或は最前線軍制路の勾当公事・都大經制夷賊司の照管軍馬及び同措置辺事なる職任があつた。この内②は勾当内東門司の外廷活動を特徴づける職任と考えられ、いずれも作戦方面の軍政にその長官と同じく参画し得るといふ特色をもつものであつた。『宋史』卷四六

八、童貫伝は、童貫の熙河蘭会路勾当公事任用の経緯を伝えて、

(蔡) 京既相賛、策取青唐。因言、(童) 貫嘗十使陝右、審五路事宜、与諸將之能否為最。悉力薦之。合兵十万、命王厚專闢寄、而實用李憲故事、監其軍。

と記しているが、それらは正に監軍的職任であったと言える。つまり勾当内東門司は、上述した如き皇帝・皇室の厚い信任を背景に、重要な軍事行動に際しては、監軍としての任務を帯び、指揮官以下の軍務を監督し、皇帝・皇室の意図を軍政上に忠実に反映させるべく活動したわけである。

## 結語

小論では、宋代の史料に散見される内東門司及び勾当内東門司について些か考察した。内東門司は内廷への唯一の門戸、内東門を管理する重要な官衙であり、その長官たる勾当内東門司は職務の性格上、謹直にして忠実な人材が選任された。勾当内東門司はその職務と就任者の属性からして皇帝・皇室の最頼側近官僚としての特性を具えていたと言え、それ故、重要な軍事行動に際しては、臨時に監軍的任務を拝命し、皇帝・皇室の政治方針を作戰方面の軍政に忠実に反映させる役割を担った。その意味で、勾当内東門司は勾当御薬院と同様に宋朝皇帝独裁体制の維持に寄与したと言えよう。かかる機能は前掲『神宗正史』が「要近職任」として挙げた章善閣・延福宮・後苑・龍圖天章閣宝文閣・(内) 東門司・御薬院の勾当官に一樣に指摘できる特質と考えられ、それらは全内官一八〇名(26)の中に在って、皇帝・皇室の最頼側近集団を構成するものであったと考える。

註

(1) 小岩井弘光「北宋の使臣について」(『集刊東洋学』四八、一九八二)、梅原都「宋代の武官」(『東方学報』京都五六、一九八四)。なお、梅原氏の高論は補訂のうえ氏の大作『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八五)に第二章として収録されている。今後、本稿で引用する梅原論文とはこれを指す。

(2) 拙稿「北宋三班使臣考」(別府大学短期大学部紀要)七、一九八八)、同「寄班祗候考」(別府大学『史学論叢』一九、一九八九)。

(3) 史例が多数にのぼるので、宋初の事例二、三を示ことにする。先ず軍事面では、『長編』巻一三、太祖・乾德五年八月己亥の条に、

初下嶺南、所在賊起。偽開封樂範土豪周思瓊等、各聚衆負海為乱。尹崇珂領兵擊之。上遣中使李神祐督戰。数月尽平其党。

とあり、太祖朝、嶺南の土豪の反乱に際し、中使李神祐が征討軍を督したことが伝えられている。かかる職任は行營都監・監押の職に当たり、それらは武班の一般的差遣であった。因に『宋史』李神祐伝(卷四六六)によれば、この時、李神祐は殿頭高品であったと言う。また、同書

卷一六、太祖・開宝八年十二月己亥の条に、

李繼隆……自江南兵起、数往来……時軍中使臣・内侍、凡十数輩、皆伺城陷猷捷。会有機事当入奏、皆不願行。繼隆独請赴闕(闕か)。

とあり、太祖朝、南唐攻略の前線に内侍が朝廷との連絡要員として派遣されていたことが窺われる。かかる職任は走馬承受公事の職に当たり、後にやはり武班の一般的差遣となる。次に財政面では、同書の同年十二月己亥の条に、

杖殺内班董延諤。坐監車宮務、盜竊粟累贓数十万。鞫之、得実故也。

とあり、内班董延諤が車宮務の監当官に任じていたことが知られる。監当官も武班の一般的差遣である。次に警察業務では、『長編』卷七〇、真宗・大中祥符元年九月己巳の条に、

命殿頭高品周文質、提拳陝西賊盜事。

とあり、やや時代は降るが、真宗朝に殿頭高品周文質が提拳陝西賊盜事に任じていることが知られる。

(4) 『宋史』卷一六六、職官志、入内侍省・内侍省の項  
(5) 内侍班院が内侍省と改称されたのはこの時ではない。

史料には「尋又改内侍班院」とあるが、『宋会要輯稿』職官三六、内侍省、真宗・景德三年五月の条に、

内侍省内侍班院言……本班亦請称内侍省、及賜新印。従之。

とある如く、同年五月のことである。

(6) 権知開封府魏瓊の一件の如き取索、すなわち御用物資の調達に絡む犯罪はしばしば生じていた如くで、『長編』卷九三、真宗・天禧三年正月の条に、

三司言、使臣伝宣取物、承前止是口伝詔旨、別無憑由。致因縁盜取錢物。今請下入内侍省、置伝宣合同司、專差内臣一員主之。如有所須索、即以合同憑由一本、給付逐庫務。給訖、繳申三司。三司置御宝憑由司、招人吏、專主除破。所貴絶於欺弊。従之。

とあり、真宗朝において内廷の取索が当初口伝で行われたため、内官による横領の弊害が生じていたこと、これを防止するため、入内侍省と三司にそれぞれ伝宣合同司・御宝憑由司が設置され、取索の検閲が始められたことなどを伝えている。ところで、この制度は仁宗朝初期の章献皇太后垂簾期に骨抜きになった如くで、『長編』卷一二八、仁宗・康定元年九月己未の条に、

右正言知制誥葉清臣、為龍圖閣直学士起居舍人權三

司使事……清臣始奏、編前後詔敕、使吏不能欺。簿帳之叢冗者、一切刪去。内東門・御厨、皆内侍領之。凡所呼索、有司不敢問。乃為合同以檢其出入。

とあり、仁宗の親政開始後、権三司使葉清臣が取索(呼索)の検閲を改めて始めたことが知られるが、章献皇后垂簾中に取索に対するチェックの制度が廃棄されていたことを窺わせる。

(7) 表(6)(註末)。

(8) 史料には「殿前副指揮使姚麟」とあるが、次の『長編』卷三三三の記事には、「殿前副都指揮使燕達」とあることからして、「殿前副都指揮使姚麟」の誤りであろう。

(9) 『宋史』卷一六六、職官志六、入内侍省・内侍省の項  
内東門司、勾当官四人、以入内侍省充。

(10) 『宋会要』職官三六、内東門司の項所引『兩朝国史』、  
内東門司……押司官二人、前行五人、後行八人、典  
四人。

(11) 『宋史』卷四六七、藍繼宗伝(勾当内東門)。括弧の中が史料における官職の表記である。以下註(29)まで同様。

(12) 『宋史』卷四六六、劉承規伝(提举内東崇政殿等諸門)。列伝によれば、劉承規の提举内東門就任は、内東門司が創設される景德三年以前(咸平三年から景德二年の間)と

判断され、従つて提拳内東門は内東門司の前身である内東門取索司の提拳と考えられる。正確に言えば勾当内東門司の一員として挙げるべきではないが、役割の点からして同様のものが指摘されるのではないかと考え、取り上げた。

(13) 『長編』卷一八五、仁宗・嘉祐二年五月壬辰の条(勾当内東門)。

(14) 『長編』卷一八五、仁宗・嘉祐二年五月壬辰の条(同勾当内東門)。

(15) 『宋史』卷四六七、張茂則伝(幹当内東門)。

(16) 『宋史』卷四六七、張惟吉伝(領内東門司)。

(17) 『宋史』卷四六八、高居簡伝(歴領龍圖天章閣内東門司)。

(18) 『長編』卷二七一、神宗・熙寧八年十二月丁未の条(勾当内東門司)。「宋史」の専伝(卷四六七)には勾当内東門司に就任したことが記載されていない。

(19) 『宋史』卷四六七、李舜拳伝(歴幹当内東門御薬院講筵閣実録院)。

(20) 『長編』卷二六二、神宗・熙寧八年四月丙寅の条(勾当内東門司)。

(21) 『長編』卷三〇三、神宗・元豊三年四月戊申の条(勾当内東門)。

(22) 『長編』卷三四一、元豊六年十一月乙卯の条(勾当内東門司)。「宋史」の専伝(卷四六七)には勾当内東門司に就任したことが記載されていない。

(23) 『長編』卷三四七、神宗・元豊七年七月辛丑の条(勾当内東門司)。

(24) 『長編』卷三五四、神宗・元豊八年四月辛未の条(勾当内東門司)。

(25) 『長編』卷三五四、神宗・元豊八年四月辛未の条(勾当内東門司)。

(26) 『宋史』卷四六八、陳衍伝(領御薬院内東門司)。

(27) 『長編』卷五〇一、哲宗・元符元年八月癸卯の条(勾当内東門司)。

(28) 『長編』卷五一〇、哲宗・元符二年五月乙卯の条(勾当内東門司)。

(29) 『続資治通鑑拾補』卷二三、徽宗・崇寧三年四月乙丑(勾当内東門司)。「宋史」の専伝(卷四六八)には勾当内東門司に就任したことが記載されていない。

(30) ③劉恢・⑤張茂則・⑥張惟吉は史料では「供奉官」とのみあるが、勾当内東門司が入内侍省の内官の差遣であったことを考えれば、「入内供奉官」と見て間違あるまい。



- (31) 童貫の熙河蘭会路勾当公事に関する第二項(ロ)の説明  
〔本文三〇・四頁〕を参照されし。
- (32) 『宋史』の専伝には記載がないが、⑧劉惟簡〔長編〕卷三四七、神宗・元豊七年七月辛丑と⑩宋用臣〔同書卷三四一、神宗・元豊六年十一月乙卯〕が勾当御薬院に任じていたことが確認される。
- (33) 拙稿「御薬院考」〔別府大学短期大学部紀要〕六、一八九七
- (34) 『宋史』の張惟吉伝からも窺われるように、張惟吉の場合には例外と考えてよからう。
- (35) 『宋史』卷四六八、陳衍伝には「領御薬院内東門司」とあり、勾当御薬院の後に勾当内東門司に就いたかの如く記されているが、『宋史』の張惟吉伝に言うが如く、勾当内東門司から勾当御薬院へというコースが一般的であったとすると、陳衍の場合も実際は内東門司を領し、次いで御薬院を領したものと考える。
- (36) 『宋史』卷一六九、職官九に「内臣自皇城使特恩遷軀例」として皇城使の上に昭宣使・宣政使・宣慶使・慶福宮使・延福宮使の五使が掲げられている。これら諸使は「特恩」とある如く、内官に恩典として与えられるものであった。
- (37) 梅原論文の第二章第五節「遙郡と正任」によれば、遙郡・正任は皇城使の上に位置付けられた遙郡刺史・遙郡団練使・刺史・団練使・遙郡防禦使・防禦使・觀察使・節度觀察留後・節度使の九階をいい、従二品から従五品にわたる武階の最高位であり、何等かの寄祿官に在る者がこれを授けられた場合、公式の場においてはその寄祿官相当の待遇しか与えられないものの、他に比べて高額の遙郡・正任相当の俸給を支給されるという実質的意味をもつ恩典であったと言ふ。表(5)に示した諸官が遙郡・正任のいずれであるかは史料より判断することは難しいが、後に引く「長編」卷一九二、仁宗・嘉祐五年十一月辛卯の記事では、内官が「閹軀」によつて与えられるものとして遙郡を挙げており、また梅原氏も「横行や諸司使副の武階を持ちながら、刺史、防禦使、団練使の肩書をつけている者は、すべて遙郡と見做してよい」と述べておられることからして、遙郡ではないかと推測する。
- (38) 諸官の品位は『宋史』卷一六八、職官八によつた。
- (39) 『統資治通鑑拾補』卷八、哲宗・元祐八年十一月の条、「長編」卷五〇六、哲宗・元符二年二月丙子の条。
- (40) 『宋史』卷四六七、宋用臣伝、「長編」卷五二〇、哲宗・元符三年正月庚辰の条。
- (41) 『長編』卷四九九、哲宗・元符元年六月己丑の条。

(42) 『長編』卷三八九、哲宗・元祐元年十月乙酉の条、同書卷四四一、元祐五年四月丁巳の条。

(43) 『宋史』卷四六七、宋用臣伝、『長編』卷三四一、神宗・元豐六年十二月甲申の条。

(44) 『宋会要』職官三六、内侍省の項所引『神宗正史』職官志、

入内・内侍省都知従五品、都知・副都知・押班並正六品、内東西頭供奉官従八品、殿頭・高品並正九品、高班・黃門・内品並従九品。

(45) 『長編』卷一九二、仁宗・嘉祐五年十一月辛卯の条、殿中侍御史呂誨嘗言：「臣輒以國朝故事言之、高品・黃門三十年、供奉官十年一転。

ところで『宋会要』職官三六、内侍省の項、仁宗・嘉祐六年十月五日の条に、

樞密院奏、乞自今前後省内臣入仕、並理三十年磨勘。有已經磨勘者、理二十年。其以勞得減年、無得過五年。從之。

とあって、仁宗朝初期の章獻皇太后垂簾期に「國朝故事」の「入仕後三十年磨勘」の制度が「闡軌」によつて崩れ、仁宗親政中に旧制の復活が図られたことを窺わせる。

(46) 『宋史』卷四六七、張惟吉伝に、

(張)惟吉任事久、頗見親信、而言弗阿徇。とあり、また同書卷四六七、劉惟簡伝に、

哲宗在藩時、(劉)惟簡奔奏服謹。及親政、召至左右。とあって、張惟吉・劉惟簡の謹直さと皇帝の依靠の深さを伝えている。

(47) 『宋史』卷四六八、童貫伝。

(48) 『宋史』卷二九〇、郭逵伝。交趾李乾德陷邕管。召為安南行營略招討使、兼荆湖広南宣撫使。

(49) 李舜挙伝は「勾当公事」を「幹当公事」と表記しているが、陳新会の『史諱举例』によれば、南宋の高宗の諱である「構」を避けて、普通の「勾」は「幹」に改め、「勾当」は「幹当」と表記されたといひ、つまり所謂避諱である。これまで本文及び註の中で「幹当某」と「勾当某」を区別しなかったのはこのためである。

(50) この記事には「照管車馬」とあるが、次の『長編』卷三三四の史料では「照管軍馬」とあり、それが軍事に關わる職務であることから判断して、「車馬」は「軍馬」の誤りであると考えられる。

(51) この記事は王厚と童貫を同じく成州団練使としているが、前の史料の『統資治通鑑長編拾補』卷三二に王厚の

威州団練使就任が伝えられているので、王厚の成州団練使は威州団練使の誤りであろう。

(52) 『宋史』卷四六七、藍繼宗伝、

藍繼宗……累遷西京作坊副使勾当内東門。元徳太后・章穆皇后葬、為按行園陵使。

(53) 『宋史』卷四六七、藍繼宗伝、

藍繼宗……累遷西京作坊副使勾当内東門……車駕北征、勾当留司皇城司。

(54) 『長編』卷二六二、神宗・熙寧八年四月丙寅の条、

上遣入内供奉官勾当内東門司裴昱、賜韓琦・富弼・文彦博・曾公亮手詔。

『長編』卷三七二、哲宗・元祐元年三月壬申の条、

先是、太皇太后遣勾当内東門司梁惟簡、賜文彦博手詔。

(55) 『長編』卷三五四、神宗・元豊八年四月辛未の条に、

入内省申……勾当御藥院劉惟簡与転出。以勾当内東門司閻安代之、馮宗道勾当御藥院。老宗元・梁惟簡、並勾当内東門司。梁惟簡兼太皇太后殿祇候、老宗元兼皇帝祇候。

とあり、神宗が崩じ、宣仁太皇太后が哲宗を補佐して垂簾の政を敷いていた時、勾当内東門司の老宗元・梁惟簡

がそれぞれ太皇太后殿祇候・皇帝殿祇候を兼ねたことが知られるが、勾当内東門司の側近性を伝えて余りある。

(56) 『宋会要』職官三六、内侍省の項所引『神宗正史』職官志、

内侍省左右班都知・副都知・押班、無定員並正六品。内東西供奉官・殿頭・高品・高班・黃門・納品(内品か)、総二百八十人。

(補註) 当該記事の直前に劉沆の詔詞を巡る一件が記されて

いるが、その書き出しに、

降戸部郎中知制誥張瓌、知黃州。秘書郎館閣校勘劉瑾、落職。

とある。本文の侍御史陳経の上言以下の史料には劉瑾と張瓌の貶黜前の官職は記されていないが、この記事に基づき補った。

表(6) 垂簾の政

皇帝	即位年齢	垂簾聴政者	記 事	垂簾期間
仁宗	13歳	真宗章献明肃刘皇后	真宗崩。遺詔、尊后為皇太后、軍国重事、權取处分……於是、請帝与太后、五日一御承明殿、帝位左、太后位右、垂簾決事。	12年
英宗	31歳	仁宗慈聖光献曹皇后	英宗即位、尊后為皇太后。帝感疾、請權同处分軍国事。御内東門小殿、聴政。	5年
哲宗	8歳	英宗宣仁聖烈高皇后	帝（神宗）不豫、浸劇。宰執王珪等、入問疾、乞立延安郡王（哲宗）、為皇太子、太后權同聴政。帝領之。	9年

備考 出典は『宋史』卷二四二の各皇后の專伝